

(特定釣漁場) 第4条 第2条の規定にかかわらず、次の表のア欄の漁場において、イ欄の魚種を対象に、エ欄の期間内に組合が開設する特定釣漁場において遊漁をしようとする場合には、オ欄の料金を組合が指定する場所において納付しなければならない。					(特定釣漁場) 第4条 第2条の規定にかかわらず、次の表のア欄の漁場において、イ欄の魚種を対象に、エ欄の期間内に組合が開設する特定釣漁場において遊漁をしようとする場合には、オ欄の料金を組合が指定する場所において納付しなければならない。				
ア 漁場	イ 魚種	ウ 漁獲方法	エ 期間	オ 料金	ア 漁場	イ 魚種	ウ 漁獲方法	エ 期間	オ 料金
和良町鹿倉川東洞の東洞橋より上流から上垣内橋まで	あまご いわな	竿釣（餌、毛針釣、ルアー釣）	2月1日以降で組合が定めて公示する日から9月30日まで	大人 4,000円 女性、高校生以下 3,000円 ※事前に濃密放流を実施	和良町鹿倉川東洞の東洞橋より上流から上垣内橋まで	あまご いわな	竿釣（餌、毛針釣、ルアー釣）	2月1日以降で組合が定めて公示する日から9月30日まで	大人 4,000円 女性、高校生以下 3,000円 ※事前に濃密放流を実施
八幡町美山鬼谷湖及びその流入河川	あまご いわな にじます	竿釣（毛針釣、ルアー釣）	1月1日から12月31日まで ※ただし、あまご、いわなについては、2月1日以降で組合が定めて公示する日から9月	大人 4,000円 女性、高校生以下 3,000円 ※事前に濃密放流を実施	八幡町美山鬼谷湖及びその流入河川	あまご いわな にじます	竿釣（毛針釣、ルアー釣）	1月1日から12月31日まで ※ただし、あまご、いわなについては、2月1日以降で組合が定めて公示する日から9月	大人 4,000円 女性、高校生以下 3,000円 ※事前に濃密放流を実施

		30日まで	
--	--	-------	--

2 前項の料金を納付する場所は、組合の掲示板及びウェブサイトにて公表するものとする。

(漁具・漁法の制限)

第5条 遊漁による漁具・漁法は、手釣(置き針、流し針)、竿釣(餌釣、毛針釣、ルアー釣、友釣り、ルアー友釣)、たも網に限るものとし、次の表のア欄の漁業においては、それぞれイ欄に掲げる漁具・漁法により、ウ欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならない。

<u>ア、漁業</u>	<u>イ、漁具・漁法</u>	<u>ウ、規 模</u>
<u>あゆ漁業</u>	<u>竿釣(友釣)</u>	掛け針の数イカリ4本以内、チラシ3本以内 針の長さは尾びれから針の後端までが15cm以内
	<u>竿釣(ルアー友釣)</u>	使用できるルアーはあゆ型ミノールアーに限る 掛け針は友釣の規模に準ずる <u>リールの使用は可能</u>
<u>雑魚漁業</u>	<u>手釣、竿釣</u> 、たも網	網枠の直系又は入口幅が40cm以内 ※四つ手網は禁止

第6条から第8条 略

(遊漁料の額及び納付方法)

第9条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

		30日まで	
--	--	-------	--

(漁具・漁法の制限)

第5条 _____ 次の表の左 _____ 欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でな _____ なければならない。

_____漁具・漁法	_____規 模
_____友釣	掛け針の数イカリ4本以内、チラシ3本以内 針の長さは尾びれから針の後端まで <u>か</u> 15cm以内
_____ルアー友釣 <u>(リール含む)</u>	使用できるルアーはあゆ型ミノールアーに限る 掛け針は友釣の規模に準ずる
_____たも網	網枠の直系又は入口幅が40cm以内 ※四つ手網は禁止

第6条から第8条 略

(遊漁料の額及び納付方法)

第9条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

手釣、竿釣による遊漁の場合

特定釣漁場の料金の納付先の公表方法の明確化

漁具・漁法の明確化

文言の修正

文言の修正

魚種	漁具・漁法	遊漁料		現場加算料	魚種	漁具・漁法	遊漁料		現場加算額	文言の修正
		日釣	年釣				日釣	年釣		
あゆ	手釣・竿釣	3,000円	13,000円	3,000円	あゆ	手釣・竿釣	3,000円	13,000円	3,000円	
あまご、こい、うなぎ、いわな、うぐい、おいかわ、にじます、あじめどじょう、かじか、よしのぼり（以下雑魚という）	手釣・竿釣・たも網	2,000円	6,000円	2,000円	あまご、こい、うなぎ、いわな、うぐい、おいかわ、にじます、あじめどじょう、かじか、よしのぼり（以下雑魚という）	手釣・竿釣・たも網	2,000円	6,000円	2,000円	
2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、高校生以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等の写しを提出、若しくは、提示しなければならない。					2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、高校生以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等の写しを提出、若しくは、提示しなければならない。					
魚種	区分	遊漁料		現場加算料	魚種	区分	遊漁料		現場加算額	
		日釣	年釣				日釣	年釣		
あゆ	心身障がい者（身体障害者手帳3級又は療育手帳の所持者）、女性	2,500円	12,500円	3,000円	あゆ	心身障がい者（身体障害者手帳3級又は療育手帳の所持者）、女性	2,500円	12,500円	3,000円	
	高校生以下	無料	無料	—		高校生以下	無料	無料	—	

雑魚	心身障がい者（身体障害者手帳3級又は療育手帳の所持者）、女性	1,500円	5,500円	2,000円	雑魚	心身障がい者（身体障害者手帳3級又は療育手帳の所持者）、女性	1,500円	5,500円	2,000円	現場加算料の納付を明確化 納付場所の明確化	
	高校生以下	無料	無料	—		高校生以下	無料	無料	—		
<p>3 遊漁料は、<u>組合の指定する遊漁証取扱所</u>又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。<u>この場合には、第1項及び第2項に規定する現場加算料を合わせて納付するものとする。</u></p> <p><u>4 前項に規定する遊漁証取扱所は、組合の掲示板、ウェブサイトにて公表するものとする。</u></p>					<p>3 遊漁料は、<u>組合に掲げる掲示板</u>又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>						
第10条から第12条 略					第10条から第12条 略						